

*The Journal of
Nagasaki University of Foreign Studies
No. 26 2022*

西道仙石刻碑文訳注 (一) 蕉川笹山翁碑

野田雄史

西道仙石刻碑文譯註 (一) 蕉川笹山翁碑

野田雄史

長崎外大論叢

第26号
(別冊)

長崎外国語大学
2022年12月

【翻訳】

西道仙石刻碑文訳注（一） 蕉川笹山翁碑

野田雄史

西道仙石刻碑文譯註（一） 蕉川笹山翁碑

野田雄史

Abstract / Short Outline（概要）

西道仙の石刻碑文に訳注を施したものである。第一回は冒頭で西道仙の紹介をする。また、第一回で取り上げる石刻碑文は「蕉川笹山翁碑」である。

西道仙は明治長崎で活動した政治家であり、その撰文を刻んだ石碑が今も長崎各地に残る。明治日本における漢文の存在について考える一助としたい。

「蕉川笹山翁碑」は幕末から明治にかけて長崎で活動した教育者の笹山繁の顕彰碑である。長崎市上西山町の松森天満宮境内に現存する。一九一二年、笹山繁の教え子達によって建碑された。

本文將對西道仙石刻碑文進行附註進而翻成日語。在第一回中首先介紹西道仙爲人，然後將談及石刻碑文「蕉川笹山翁碑」。

西道仙是明治時期活躍於長崎的政治家，長崎各地至今仍存有刻著他文章的石碑。通過翻譯這些石碑文來考察明治時期日本的漢文位置。

「蕉川笹山翁碑」是顯彰笹山繁的石碑，他是幕末到明治時期活躍於長崎的教育家。石碑是一九一二年由笹山繁的學生們建立的，現存於長崎市上西山町の松森天満宮内。

キーワード

日本漢文 石碑 顕彰碑 明治長崎 笹山繁 松森天満宮 笹山学舎 奇石軒 小川町 脇山啓次郎 森慶次郎 松田英三 小川寅六

西道仙簡介

西道仙は明治長崎で活動した政治家である。文名が高かったため、顕彰碑を依頼されることが多かったようで、その撰文を刻んだ石碑が今も長崎各地に残る。私の興味は、公用語としての日本語が確立した明治日本における漢文の意義を探ることにあるが、同一個人の多数の著作をみてみることは、その一助となるため、これから西道仙の石刻碑文を読んでいきたい。

さて、西道仙について、先にその属性を「政治家」とした。このことについて、西道仙の伝記資料で確認しておきたい。

以下に西道仙の伝記資料のうち私が確認した五つを挙げる。（霖玉仙のものは長崎史談会『西道仙』で確認。鳴滝にあるという石碑は未見。）

『長崎縣人物傳』大正八年 P 334～P 349「西道仙」項

「西道仙傳」及び福田忠昭補筆

霖玉仙「琴石西先生紀念碑」大正十一年（建碑は1969年）

（長崎史談会『西道仙 — その生涯と事績』所収）

長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』大正十四年 第七章 人物「西道仙」項

長島俊一『明治維新後の長崎を駆け抜けた快男子 西道仙』長崎文献社2004

長崎史談会『西道仙 — その生涯と事績』長崎史談会2020

これらのうち、まず『明治維新以後の長崎』所収の伝記から西道仙の事蹟を見てみると、

- ・天草で生まれる。
- ・豊後の帆足万里に学ぶ。
- ・肥後で医学を修める。
- ・長崎で医者を開業する。
- ・明治になって沢宣嘉が長崎に着任した際に、建白して賞賛される。
- ・学制公布に伴ない、学校を開く。（瓊林学館）
- ・新聞を発行する。（長崎新聞のち西海新聞・長崎自由新聞）
- ・戸長・町会議長・区会議長と累進する。
- ・『長崎水道論』を著わし、区長金井俊行とともに上水道の必要を説く。
- ・古文書収集の機関を作り、収集出版する。（長崎文庫・長崎叢書）
- ・金石書画を収集する。

とある。

当初医者であったことから、上水道の必要性も医学的見地から見ていた、と解説されることもあるが、この伝記を収めた『明治維新以後の長崎』の、第十六章土木第二節上水工事の項目に、知事日下義雄と区長金井俊行の名は挙がるものの、西道仙及び『長崎水道論』への言及は全くないことから、どれほどの影響力があったかは疑問である。

瓊林学館については『明治維新以後の長崎』第五章教育第一節學事沿革に記事があるため、教育に対する業績は評価されていたと見ていいだろう。（もっとも明治十九年の調査の条では既に瓊林学館の名はない。）

また、新聞の発刊は大きな影響力を持ったようで、これも西道仙の主たる活動と言ってよい。

これらを要するに、西道仙の肩書きは「政治家」としておいて問題なかろう。顕彰碑を多数依頼されたことも、文名が高かったこともあるが、より上位の政治家や、地元の有力財界人とつながっていることが重視された側面もあるのではないか。実際、西道仙の撰文の石刻碑文には、県知事や中央の政治家が篆額を与えているものが多い。

次に、最も早い伝記資料として『長崎縣人物傳』所収の伝記をしてみる。『長崎縣人物傳』の出版は1919年（大正八年）で、西道仙の死去の六年後である。

まず、この伝記は二つの部分に分かれる。一つ目は、末尾に（西道仙傳）と付記されており、改行した後、十行続き、最後に（福田忠昭）と付記されている。これはつまり、『長崎縣人物傳』を編纂するにあたって「西道仙傳」という、既存の伝記を収録した上で、編集委員の一人の福田忠昭が

軼事を補足したものであろう。「西道仙傳」の元々の作者は不明だが、『長崎縣人物傳』より前に成立していたのは間違いない。

なお、福田忠昭と西道仙とのつながりについては、福田忠昭「史料物語其二」（長崎談叢第三輯1928）に

時代がズット飛んで明治四十四年に現在の縣廳舎が新築されたが、當時長崎公園内の交親館今の圖書館の地に在り を假廳舎として廳員全部移轉し、その前面 今の圖書館前の空地 に松屋根の假屋を設けて其處に縣教育課が置かれて居た。私は明治四十年頃より時々縣廳に至りて古記録を抄閱して居たので此の頃も時々教育課に出入して居た。

（中略）

尤も史料と云ふものが如何なるものなりや又如何なる價值あるものなりやと言ふ事は當時一般には知られて居なかつた。この知識啓發の第一功勞者は縣知事犬塚勝太郎氏を擧げねばならぬ。氏はその深き史癖あるに乘じ而して長崎縣下人士が未だ此種知識の空疎なるを見てその涵養旁新廳舎落成記念式と同時に長崎縣下史料展覽會を新廳舎に開催された。

西道仙翁や安中東來翁の如き先輩者が委員で縣下著名の人達は何れも何等かの名義で關係された。私も委員の一人で陳列係となり縣下各地より集まりたる史料の調査に没頭し御蔭で種々の學問をさせて戴いた。

とあるように、古文書収集の方面で直接関わりがあったものようである。

『長崎縣人物傳』所収の伝記によれば、西道仙は天保七年（1836）に天草に生まれた。先祖の西宗貞が加藤清正に見出されたところから系譜が始まっている。

長崎史談会『西道仙』は、古文書や過去帳等を精査して所伝の証拠として提示していて極めて有益であるが、西宗貞とその子の西宗璠については、家蔵の記録のみに依っており、公的な証拠はなかつたものと思われる。また、西宗璠の子で「初代」と位置付けられる西松逕については、本蓮寺の過去帳を没年と享年の証拠として挙げているが、『長崎縣人物傳』・長崎史談会『西道仙』ともに、西宗貞を113歳、西松逕を126歳で死んだとしており、俄には信じがたい。

西松逕の子の西松仙は長崎史談会『西道仙』で1686年生1766年没と、長寿ではあるものの常識的な範囲に収まっている上に、長崎会所が西松仙に対して発給した文書が掲載されており、その実在や生没年は信用してよいと思われる。

それに対して西松仙の父の西松逕は、先に触れたように長崎史談会『西道仙』で本蓮寺の過去帳の享保十三年の項の「西松逕歳百貳拾六才」を引いているため、その年齢が公称されていたのは確かだと思われる。しかし一方で西松逕の時に熊本から長崎に引っ越してきたと伝えられていることを考えると、本蓮寺は没年の把握はできても生年の把握はできておらず、年齢を水増しされて申告された可能性もある。西松逕の享保十三年（1728）没享年126歳は、そのまま計算すると1603年に生まれたことになるが、子の西松仙の生年1686年を考えると、余りに離れすぎている。1651年くらいに考えた方がいいのではないか。

西道仙の系譜でもう一つ疑問があるのが、西道仙の曾祖父とされる西道俊である。『長崎縣人物傳』では

松逕の孫道俊壯年家職を辭し、天草に隱る。京都に於て高山正之と深く交を結び、正之西遊の時更に舊交を温め兄弟畜ならず、老後遂に正之の墓側に自刃して終る、

と記載されている。

長崎史談会『西道仙』では、久留米の高山彦九郎の墓の近くに西道俊の墓が現存することを紹介しているが、一方で西松仙の長子は西松徑で、次子は本木良永であり、それ以外の男子は記録にないことを記載している。高山彦九郎の累を恐れて西道俊の存在をなかつたことにしたのではないかと推測しているが、それよりも、そもそも西道俊は存在しなかつた、と考えた方が簡単ではないか。久留米に現存する西道俊の墓にしても、元々土倉久兵衛の墓と伝えられていたものを西道仙が西道俊の墓碑を建てたとのことなので、西道俊の實在の証拠にはならない。西道仙が、自分の祖父の西松仙（天草に過去帳があるらしい）を、西松徑・本木良永兩名の父である西松仙に結び付けるために、系譜を挿入したと考えると最も辻褃が合う。

西道仙石刻^{注1} 蕉川笹山翁碑

[解題]

本文中でも触れられるが、原碑は松森天満宮の境内にある。^{注2} 文面は現時点でも比較的読みやすい。

碑文を載せるのは

長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』1973復刻（原著大正十四年）

長崎市南公民館どじょう会『長崎の碑 第5集』1997

長崎史談会『西道仙—その生涯と事績』2020

である。順に丙本・丁本・甲本と簡称する。^{注3} 訳読中にその都度異同について触れる。

[翻字]

蕉川笹山翁碑

從二位勲一等子爵伊東巳代治篆額

翁通稱繁，字自休，蕉川其號。系出近江小谷城主淺井備前守長政。其裔居丹波篠山，有稱丹波者，改氏笹山。寛永五年徙肥前長崎，改稱甚五左衛門。其子甚左衛門爲崎之大村街乙名。其子甚助爲出島乙名。尋轉武具司，住小川街。世襲其職。翁父亮助，號嗣立，通文武，旁工書畫。配山下氏，得三男一女。長東吾奉家職。至此十世。翁即第三子。受家學，又就師學諸藝。遂下帷授徒。明治五年學制一新，更得官允，曰笹山學舎。教而不倦四十三年矣。及門者五千人，何其盛哉。廿八年十二月十九日病歿。年六十七。葬春徳寺，從先隴也。翁天性清廉，治家儉素，而好恤窮，官數賞之。室川端氏，舉男女各一。男曰輝彦承祀。女嗣阿武屋氏。頃脇山啓次郎，森慶次郎，松田英三，小川寅六諸氏，追思師恩，立石於松森神社域，乞余銘。翁嘗用余選著訓蒙百章以充教科。可謂知己矣。安能默之。乃爲銘

曰：

五千子弟 往往顯名 子弟既顯 是翁之榮 骨朽不死 魂乎再生
大正元年十一月 賜琴石齋西道仙撰并書

[本文 題]

蕉川笹山翁碑 従二位勲一等子爵伊東巳代治篆額

[異同]

「蕉川笹山翁碑」を丙本は「舊川笹山磯翁銘」、丁本は「蕉川笹山磯翁碑」とする。原碑は「蕉川笹山翁碑」。

この異同の説明の前に丁本、長崎市南公民館どじょう会『長崎の碑』について簡単に紹介する。著者の長崎市南公民館どじょう会は公民館のサークルである。フィールドワークを中心とした文化活動に取り組んだ成果を冊子にまとめていて、長崎市立図書館の蔵書検索では24件がヒットする。そのうちの12件が『長崎の碑』で、長崎市立図書館に12集までを収める。1993年から2003年の発行年が記されている。『長崎の碑』は長崎市内を中心に石碑を収集していて、道端にあるものから小さな神社にあるものまで多くの碑文を収める労作であり、大変便利である。筆者も、この書に従って訪問した碑文も多い。実地調査だけでなく文献も精査しているようで、『明治維新以後の長崎』のような碑文を集めているものからは、そのまま引き写して基礎資料としたものもあるようだ。そのため、残念ながら先行資料の誤字をそのまま引き継いでいるものもあり、ここの「笹山磯翁」が正にそれである。原碑で確認していないわけではないようで、「舊川」とする丙本の誤りは「蕉川」と修正しているが、「磯」はそのまま残存している。丙本がなぜ「磯」を誤入したかは不明だが、原碑にはないし、意味も通じない。

なお、自分で原碑を確認して翻字したのなら、先行の翻字の異同に触れる必要はない、と見る向きもあるかもしれない。筆者は二つの理由で言及することにした。

一つは、先行研究に敬意を払う目的である。先行研究の存在を認識し、当否を検討するのは後人の責務であると考え。

もう一つは、翻字には常に揺れがあるからである。筆者が今回先行の翻字を改めた箇所がある。その修正が間違っている可能性は当然ある。そして、先行の翻字が実は正しかった、となるかもしれない。その際、その筆者の翻字間違いがどういう経緯で起きたのかについて明言しておくことは、筆者の翻字を利用する人にとって便利だろうと考える。

この二つの理由により、原碑を確認できるにもかかわらず、異本間の異同についていちいち言及するのである。

「伊東巳代治」を甲本は「伊東巳代治」とし、丙本・丁本は「伊東巳代治」とする。原碑は明らかに「巳」に作る。翻字で原碑の文字を変更しているのだが、これにも説明が必要であろう。

原碑の文字が根拠である以上、その文字に従うべきだ、というのは文字資料を取り扱う上で正しい態度である。もちろん、石刻の原稿が存在すれば、そちらが更に遡った根拠となるだろう。

だが、たとえば紀年に「戊戌」と書いてあった場合、「戌」だと解釈のしようがなく、「戌」である

べきことは明らかである。それを「戊戌(マ)」とするのも一つの方法ではあるが、定本として文字を定める際に「戊戌」と改変した上で、「戊」は原本では「戊」となっている、と注記するのも間違っている。勝手に改めた上で、その改変に触れないのは学問的態度として不足だろうが、注記しておけば検証可能性を損なわない。(なお、俗字や異体字を正字に改めるのはいちいち言及しない。文字が変わるわけではないからである。)

ここの文字で言うと、「巳」「巳」「己」は古来区別されずに書かれてきた経緯があり、どの形で書いてあっても意味が通じるように読解するものである。原碑は確かに「己」に作るが、この人物は通常「伊東巳代治」とされるので、翻字に当たって「巳」と改めるのが妥当である。

[語注]

蕉川笹山翁 笹山繁。その人となりは本文中で述べられる。

伊東巳代治 1857-1934 長崎出身の政治家。伊藤博文の派閥に連なり、第三次伊藤内閣の農商務大臣等を務める。

[本文]

翁通稱繁，字自休，蕉川其號。系出近江小谷城主淺井備前守長政。其裔居丹波篠山，有稱丹波者，改氏笹山。

[異同]

「蕉川」を丙本は「舊川」とすること、題と同じ。

[訓読]

翁は通稱繁、字は自休、蕉川は其の號なり。系は近江小谷城主淺井備前守長政より出づ。其の裔丹波篠山に居り、丹波と稱する者有り、氏を笹山と改む。

[語注]

淺井備前守長政 戦国時代の武将。「淺井三代」の末代。織田信長に攻め滅ぼされる。

[日訳]

翁は通稱を繁と言ひ、字は自休で、蕉川は号である。系譜は近江小谷城主淺井備前守長政から出ている。その末裔が丹波篠山で丹波と名乗っていたが、後に姓を笹山と改めた。

[本文]

寛永五年徙肥前長崎，改稱甚五左衛門。

[異同]

「徙」を丁本は「徒」とする。形近の誤である。

丁本は「甚五左衛門」及び次の句の「其子」を脱す。すなわち、「改稱甚五左衛門其子甚左衛門」を「改稱甚左衛門」とする。目が泳いだことによる脱落である。

[訓読]

寛永五年肥前長崎に徙り、稱を甚五左衛門と改む。

[日訳]

寛永五年（1628）、肥前長崎に移り、甚五左衛門と名乗りを変えた。

[本文]

其子甚左衛門爲崎之大村街乙名。

[異同]

「崎之大村街」を丙本・丁本は「時之大村街」とする。「崎」は「長崎」を指すが、「長」がなかったため見誤ったものだろう。

なお、「長崎」の「崎」のみを使って「崎陽」と称したり、「長崎」に来ることを「来崎」と言ったりすることはよくあるが、単独で「崎」とのみする例は余りないように思う。他に用例がないか今後留意するが、ここで一文字を節約する理由もないので、どこかの段階で誤脱した可能性も疑うべきだろう。

[訓読]

其の子甚左衛門崎の大村街乙名と爲る。

[語注]

甚左衛門 周岐来『千金要方』に「笹山甚左衛門」の名が出る。この書は医学書で、招聘医師周岐来（享保十年～十二年／1725～1727長崎滞在）が長崎で滞在した際の症例記録である。その症例の中に「笹山甚左衛門耽酒致虚幾同勞症治驗」があり、その記述によると、笹山甚左衛門は当時三十歳くらいだったようだ。ただ、この「甚左衛門」が、寛永五年（1628）に丹波篠山から長崎に引っ越した「甚五左衛門」の子だとすると年代が合わない。可能性は次の二つ。

1. 『千金要方』の「笹山甚左衛門」は長崎に引っ越してきた「甚五左衛門」の子ではなく、更にその子孫。
2. 笹山甚五左衛門の引っ越しの年が間違い。

大村街 大村町。開港六町の一つ。「長い岬の丘」の稜線である目抜き通りを挟む。今の万才町の中央部。

乙名 外山幹夫『長崎奉行』（中央公論社 中公新書 1988 P68～82）の解説によると、乙名とは長崎奉行の配下で、町人代表の町年寄の部下として各町に置かれた世話人で、七十七町に一人ずつ、

合計七十七人が選ばれていた。元禄期以降は世襲となる。七十七町以外の特殊なエリアは、これとは別の区分の乙名が役に任じていて、次に出る出島乙名もその一つである。

[日訳]

甚五左衛門の子は甚左衛門で長崎の大村町の乙名を務めた。

[本文]

其子甚助爲出島乙名。尋轉武具司，住小川街。世襲其職。

[訓読]

其の子甚助出島乙名と爲る。尋いで武具司に轉じ、小川街に住む。世よ其の職を襲ぐ。

[語注]

出島乙名 筑波大学附属図書館蔵「長崎旧記」(太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』 思文閣2007)に、次の記録がある。

出嶋乙名并乙名通詞目付之事

出嶋開基ノ時ヨリ乙名役ノ者五拾五年之間一人役ニテ段々相勤候へ共次第ニ事繁罷成付元録九子年奉行近藤備中守丹羽遠江守支配之節吉川儀右衛門相役願ニ付赦免メ一人相加ル笹山甚五右衛門

元禄九年(引用元には「録」に(マ)と注記されている。)は1696年で、笹山甚五左衛門が長崎に移居したとされる年の六十八年後である。碑文の系譜では笹山甚五左衛門の孫の笹山甚助が出島乙名になったとあるが、同一人物だとしても計算は合う。

[日訳]

甚左衛門の子は甚助で出島乙名を務めた。その後、武具司になり、小川町に住んだ。その職を世襲した。

[本文]

翁父亮助，號嗣立，通文武，旁工書畫。

[異同]

「父」を丙本・丁本は「文」とする。形近の誤である。

「文武」を甲本は「交武」とする。形近の誤である。

[訓読]

翁の父は亮助、號は嗣立、文武に通じ、旁た書畫に工みなり。

[語注]

嗣立 長崎市役所『幕府時代の長崎』（1913）に小伝が載る。^{注4}

[日訳]

翁の父は亮助で、号は嗣立と言ひ、文武に通じていて、書画も上手だった。

[本文]

配山下氏，得三男一女。長東吾奉家職。至此十世。

[訓読]

山下氏に配し、三男一女を得。長の東吾家職を奉ず。此に至ること十世。

[語注]

至此十世 笹山東吾まで十世代だと言うが、起点が浅井長政なのか笹山甚五左衛門なのか不明。浅井長政であれば十代約280年、笹山甚五左衛門であれば十代約200年である。いずれにしても、その間で名が記されているのは甚五左衛門・甚左衛門・甚助・亮助の四名である。

[日訳]

山下氏と婚姻して、三男一女がある。長男の東吾が家を継いだ。ここまで十世である。

[本文]

翁即第三子。受家學，又就師學諸藝。遂下帷授徒。

[訓読]

翁は即ち第三子。家學を受け、又師に就きて諸藝を學ぶ。遂に帷を下して徒に授く。

[日訳]

翁は亮助の第三子である。家学を学び、更に他の師にもついて諸芸を学んだ。そうして寺子屋で生徒に授業をした。

[本文]

明治五年學制一新，更得官允，曰笹山學舎。

[訓読]

明治五年に學制一新するや、更めて官允を得、笹山學舎と曰ふ。

[語注]

笹山學舎 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』の第五章第一節で当時の長崎の教育史について

て記録されているが、その中に引く明治元年（1868）の寺子屋・私塾の調査で「笹山繁」が「小川町」で運営していた「奇石軒」が記録されており、明治十九年の私塾の調査で、同じく「笹山繁」が「小川町」で運営していた「笹山學舎」が記録されている。なお、明治十九年の調査では「笹山學舎」の創立年を「文化七年」（1810）とする。その時点で存在していた私塾の中で最も創立が古い。長崎県教育会編『長崎県教育史』では、嘉永七年（1854）の調査により、奇石軒の開業を「天保八年」（1837）とするが、いずれが正しいかは不明。

学制頒布に伴って、公教育以外の私学においても統制が図られ、趣旨に合致するものに官許が与えられた。「明治六年許可家塾開申报表」に、「小川町」の「笹山繁」の名もある。これが「得官允」であろう。^{注5}

【日訳】

明治五年（1872）に学制が新しく定められたので、その定めに従って認可を受け、笹山学舎と称した。

【本文】

教而不倦四十三年矣。及門者五千人，何其盛哉。廿八年十二月十九日病歿。年六十七。葬春徳寺，従先隴也。

【異同】

「葬」を丙本・丁本は「華」とする。形近の誤である。

【訓読】

教へて倦まざること四十三年。門に及ぶ者五千人、何ぞ其れ盛んなるかな。廿八年十二月十九日病歿す。年六十七。春徳寺に葬る、先隴に従ふ。

【語注】

四十三年 没年が1895年であるので、一年目は嘉永六年（1853）という計算になる。父の笹山亮助が文化七年に開いた寺子屋を、笹山繁が嘉永六年に二十五歳で引き継いだ、ということだろう。先に見たように（注4所引笹山嗣立小伝）嘉永六年には笹山亮助が没している。なお、これ以降、『明治維新以後の長崎』等の資料に現われないため、笹山繁の死によって笹山学舎は閉鎖されたと思われる。
春徳寺 長崎市夫婦川町にある、臨済宗建仁寺派高台寺の末寺。寛永二十年（1643）創建。

【日訳】

辛抱強く教育をすること四十三年。生徒は五千人にも達した。なんと盛んなことだろう。明治二十八年（1895）十二月十九日病没した。享年六十七。春徳寺の先祖の墓に葬った。

【本文】

翁天性清廉，治家儉素，而好恤窮，官數賞之。

[異同]

「儉素」を丙本・丁本は「儉」とする。一文字脱したものである。

[訓読]

翁は天性清廉、治家儉素にして、而も恤窮を好み、官數ば之を賞す。

[日訳]

翁は持って生まれた性格が清廉で、家の中は儉約質素にしており、施しを好んだので、なんども役所から顕彰されている。

[本文]

室川端氏、舉男女各一。男曰輝彦承祀。女嗣阿武屋氏。

[訓読]

室は川端氏、男女各一を擧ぐ。男は輝彦と曰ひ祀を承く。女は阿武屋氏を嗣ぐ。

[日訳]

妻は川端氏で、一男一女をもうけた。息子は輝彦と言ひ、後を継いだ。娘は阿武屋氏に嫁いだ。

[本文]

頃脇山啓次郎、森慶次郎、松田英三、小川寅六諸氏、追思師恩、立石於松森神社域、乞余銘。

[訓読]

頃脇山啓次郎、森慶次郎、松田英三、小川寅六諸氏、師恩を追思して、石を松森神社域に立て、余に銘を乞ふ。

[語注]

脇山啓次郎 『長崎県千名鑑』によると、浦五島町の最も古い貿易商の一人。地元の政財界の要人。『長崎県千名鑑』は「蕉川笹山翁碑」の建碑と同年の発行であるため、この石碑を当時の長崎の人脈の中に位置付けて考える上で大いに参考になる。

森慶次郎 『長崎県千名鑑』によると、大浦に古くからある質店の店主。市会議員にもなる。

松田英三 『長崎県千名鑑』によると、松田源五郎の養子。長崎財界の重鎮。

小川寅六 『長崎県千名鑑』によると、早稲田大学出身の弁護士。長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』に小伝を収める。それによると、慶応二年（1866）生、大正十年（1921）没。尾上栄文（幕末から明治初期にかけての長崎の役人）の嫡子である。建碑の大正元年（1912）には四十七歳で、笹山繁の没した明治二十八年（1895）には三十歳であった。

松森神社 上西山にある天満宮。長崎三社の一つ。（他は諏訪神社、伊勢宮）

[日訳]

先頃、脇山啓次郎、森慶次郎、松田英三、小川寅六諸氏が、師恩を追思して、石碑を松森神社境内に立て、余に銘を依頼した。

[本文]

翁嘗用余選著訓蒙百章以充教科。可謂知己矣。安能默之。

[異同]

甲本・丙本・丁本、全て「充」を「亥」とする。なお実物の「充」の字形は、四画目、「ム」の右点が、五画目、「儿」の左はらいに接続する筆勢で、総五画、最初の四画目までは「亥」と同じ形なので見誤ったものだろう。

「默之」を丙本・丁本は「點之」とする。形近の誤である。

[訓読]

翁嘗て余の選著せる訓蒙百章を用ゐて以て教科に充つ。知己と謂ふ可し。安んぞ能く之を默せん。

[日訳]

翁は以前、余が作った訓蒙百章を教科書に採用した。知己といえる。黙殺できるものか。

[本文]

乃爲銘曰：五千子弟 往往顯名 子弟既顯 是翁之榮 骨朽不死 魂乎再生

[異同]

「乎」を丙本は「丕」・丁本は「不」とする。形近の誤である。

「往往」は原碑では「徃注」である。「徃」は「往」の俗字で、「注」は別字だが、「徃徃」の異表記だろう。甲本・丙本・丁本いずれも「徃徃」とする。

[訓読]

乃ち銘を爲りて曰く：五千の子弟 徃徃にして名を顯はす 子弟既に顯はれるは 是れ翁の榮 骨朽ちれど死せず 魂よ再び生まれん

[日訳]

よって銘を作る。

五千人の子弟 徃徃にして名を顯わす

子弟が名を挙げたのは 翁の榮譽である

骨は朽ちても心は死なぬ 魂よ再び生まれん

[本文]

大正元年十一月 賜琴石齋西道仙撰并書

[異同]

「賜琴石齋」を丁本は「賜琴石齊」とする。形近の誤である。

[語注]

大正元年 1912年。笹山繁の没後二十三年である。

注

注1：通し番号は私的に振ったもの。次回、一覧を掲載する予定である。

注2：宮司の方に尋ねたところ、なぜこの神社の境内が選ばれたかについての伝承は特に残ってない
そうである。

注3：甲乙丙丁の付番が年代順ではないが、一覧を作成した手順に従ったものである。一覧掲載時に
簡単に触れる。

注4：原著で六行と短いので全文を引用する。

笹山嗣立

名ハ伊興通稱直太郎（後亮助ト改ム）字ハ子新、嗣立又ハ花溪ヲ號トス、武具藏預ニ任
ズ、人トナリ謙讓威儀アリ、恪勤勉勵ノ廉ヲ以テ賞賜セラル、コト前後二十二回、初メ書
法ヲ勝木枕山、中山總兵衛ニ、儒學ヲ饒田實齋ニ學ビ、又草野繡水ニ就テ鐵筆ノ法ヲ得、傍
ラ劔法、砲術、兵法、禮法等ヲ修ム、後感ズル所アリ子弟ヲ論シテ西洋砲術ヲ學バシム。

晩年獨立ノ筆法ヲ慕ヒ之ヲ學ビテ得ル所アリ、其ノ他篆隸ヲ能クシ、好シテ竹石ヲ畫ク、
常ニ諸生ヲ集メテ書法ヲ教授ス、弟子從フモノ前後千餘人、嘉永六年六月十日歿ス年
六十三。

注5：長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻第三篇第四章第九節に「明治六年許可家塾開申表」を載
せる。

【参考文献】

西道仙関連

『長崎縣人物傳』大正八年 P334～P349「西道仙」項「西道仙傳」及び福田忠昭補筆
霖玉仙「琴石西先生紀念碑」大正十一年（建碑は1969年／長崎史談会『西道仙』所収）
長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』大正十四年 第七章人物「西道仙」項
長島俊一『明治維新後の長崎を駆け抜けた快男子 西道仙』長崎文献社2004
長崎史談会『西道仙—その生涯と事績』長崎史談会2020

笹山繁関連

長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』大正十四年
増田史郎亮「寺子屋 奇石軒について」（長崎大学教育学部教育科学研究報告34 1987）

-
- 周岐来『千金要方』京都大学附属図書館富士川文庫蔵 (京都大学貴重資料デジタルアーカイブ)
- 布袋厚編著『復元!江戸時代の長崎』(長崎文献社 2010)
- 太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』(思文閣 2007)
- 「長崎御役所留」(国立公文書館内閣文庫所蔵)
- 「長崎旧記」(筑波大学附属図書館所蔵)
- 外山幹夫『長崎県の教育史』(思文閣出版 1984)
- 『長崎奉行』(中央公論社 中公新書 1988)
- 『長崎県千名鑑』(九州日の出新聞社 1912)
- 長崎県教育会編『長崎県教育史〔復刻版〕』上・下巻(臨川書店)(原本1942 復刻1975)
- 長崎市役所『幕府時代の長崎』(1913 臨川書店復刻1973)